

関東信越厚生局年金調整課 標準文書保存期間基準

平成30年4月1日から適用  
令和4年4月1日改正  
文書管理者：年金調整課長

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	文書管理規則の別表 第2の該当事項・業 務の区分	保存期間終了時の措置	
法令の制定又は改廃及びその経緯										
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯										
11	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1) 行政手続法第2条第3号の許認可等（以下「許認可等」という。）に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書（十一の項）	・審査案 ・理由 ・開示請求書 ・開示決定、部分開示決定、不開示決定	年金委員	年金委員関係綴	年金委員関係綴（南関東地域・〇年度） 年金委員関係綴（北関東・信越地域・〇年度）	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	2(1)①11(2)	以下について移管（それ以外は廃棄。以下同じ） ・国籍に関するもの
		(2) 行政手続法第2条第4号の不利益処分（以下「不利益処分」という。）に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十二の項）	・処分案 ・理由	社会保険労務士	社会保険労務士懲戒処分関係  社会保険労務士の不正事案に係る情報  社会保険労務士会定例検査	社会保険労務士懲戒処分関係（〇年度）  社会保険労務士の不正事案に係る情報提供（〇年度）  社会保険労務士会定例検査（〇年度）	5年	2(1)①11(3)	廃棄
12	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1) 許認可等に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書（十一の項）	・審査案 ・理由 ・開示請求書 ・開示決定、部分開示決定、不開示決定	年金委員  学生納付特例事務法人	年金委員開示関係  学生納付特例法人指定関係綴	年金委員開示関係（〇年度）  学生納付特例事務法人関係（周知広報等）〇年度	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	2(1)①12(2)	以下について移管 ・運輸、郵便、電気通信事業その他の特に重要な公益事業に関するもの ・公益法人等の設立・廃止等、指導・監督等に関するもの
		(2) 補助金等の交付（地方公共団体に対する交付を含む。）に関する重要な経緯	交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書（十三の項口）	・審査案 ・理由	国民年金事務費交付金関係  日雇特例被保険者交付金  年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金関係  年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金関係	通知関係綴  健康保険日雇特例関係  年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金関係  年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金関係	〇年度 国民年金事務費交付金等通知関係綴  〇年度 健康保険日雇特例関係  〇年度 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金関係  〇年度 年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金関係（〇年度）	交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後5年	2(1)①12(4)②	以下について移管 ・補助金等の交付の要件に関する文書
職員の人事に関する事項										
13	職員の人事に関する事項	職員の服務	職員の出勤状況に関する文書	・出張復命書 ・旅行命令簿 ・出張内申	服務	出張	復命書（〇年度）	5年	—	廃棄
その他の事項										
22	文書の管理等に関する事項	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書（三十の項）	・行政文書ファイル管理簿 ・組織細則	文書管理	行政文書ファイル管理	標準文書保存期間基準（保存期間表）	常用（無期限）	2(1)①22	以下について移管 ・移管・廃棄簿

上記各号に該当しない事項										
25	後援名義に関する事項	後援名義に関すること	後援名義に関する文書	・名義使用承認申請書 ・承認書	関係機関との協力・連携事務	名義使用許可	名義使用許可関係（〇年度）	5年	—	廃棄
26	所管する業務に係る関係機関等との連絡調整等に関する事項	連絡調整等に関する重要な経緯	連絡調整等に関する重要な資料	・通知文書 ・資料関係	年金委員	年金委員大臣表彰関係綴	年金委員大臣表彰関係（〇年度）	5年	—	廃棄
					関係機関との協力・連携事務	地域年金展開事業  国民年金協議会  市区町村あて通知等  供覧文書	〇年度 地域年金展開事業  国民年金協議会関係（〇年度）  市区町村あて通知等（〇年度）  供覧文書（〇年度）			
27	所管する業務に係る関係機関等との会議等に関する事項	会議等に関すること	会議等に関する文書	・挨拶文書	社会保険労務士	社会保険労務士関係	〇年度 社会保険労務士会会報等挨拶文等	1年	—	廃棄